

原発事故時の避難計画に関する質問・要望書 & 5月27日申し入れ時の文書回答

避難計画を案ずる関西市民有志
脱原発はりまアクションの会 様

「原発事故時の避難計画に関する質問・要望書」に対して、下記のとおり回答いたします。

平成26年5月27日

加東市長 安田正義

加東市長 安田正義 様

福島第一原発事故から3年を経ても、いまなお事故の収束の見通しはたたず、汚染水は漏れ続け、事故は継続・拡大しています。そのうえ15万人もの方々が我家に帰ることもできず、不安な日々を過ごされています。このような状況にもかかわらず、国は原発の再稼働を進めています。川内原発の次に、高浜3・4号を再稼働させようとしています。

ご存じのように、5月21日に福井地方裁判所は、「大飯原発を運転してはならない」との判決を出しました。福島原発事故の被害の甚大さ、住民の苦悩を正面から受け止めた判決です。判決は、関西電力の地震想定や事故対策を厳しく批判し、大事故を防ぐことはできないと判断しています。さらに大事故が起これば、半径250kmまで被害がおよぶと認定しています。

福島原発事故後に初めて出された司法の判断を尊重してください。

3月27日に 関西広域連合から『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』が公表されました。しかし、今回のガイドラインには「効率的汚染検査」の名の下、汚染検査（スクリーニング）の省略等々、住民の安全を守るという自治体本来の役割からはほど遠い驚くべき内容が示されています。このガイドラインは住民の安全をないがしろにするものです。

また、4月24日には兵庫県から『放射性物質拡散シミュレーション（県内全域）の結果について』が公表されました。加東市の甲状腺等価線量の年間最大値（高浜・66.9mSv、大飯・89.6mSv）は乳児・幼児・妊産婦等にとっては、極めて危険な数値だと言わざるをえません。井戸知事は2月27日の兵庫県議会で、高浜原発で事故が起こった場合「神戸市にプルームが到達するのは、最短で2時間」と答弁しています。

このように、原発事故の避難計画は破綻しているとしか考えられません。

上記の内容をふまえ、以下の質問と要望を提出いたします。5月27日に、文書回答をお願いします。

【質問事項】

1. 避難元の若狭町との連絡・相談などについて

(1) 若狭町との連絡・相談はなされていますか。5月20日に避難計画について若狭町長が加東市を訪問されたとのことですが、どのような議論がされたのですか。

(回答) 5月20日の訪問は、表敬訪問であり、相互の市勢及び町勢の確認を行った程度です。

避難先となっている施設、受入予定人数等を確認しました。先方は単独で、避難場所となる施設を視察されています。

2. 加東市が被ばく・被災した場合について

兵庫県が公開したシミュレーションでは、加東市でも被ばくが予想されます(高浜・66.9mSv、大飯・89.6mSv)。

(1) 加東市は、市が被ばく・被災の可能性がある場合に、避難受入(若狭町・1,894人)はできるのですか。

(回答) 加東市が被ばく・被災した場合の受入は、当市の市民を屋内退避させる必要があるなど、現実的に避難受入できる態勢を確保することが困難な状況が想定されます。

(2) この点について、若狭町と話し合いはされていますか。

(回答) 今回の訪問は、5分程度であったため、踏み込んだ議論はしていません。

(3) 加東市では、安定ヨウ素剤の備蓄や配布・服用体制は検討されていますか。

兵庫県のシミュレーションを受けて、丹波市では市長の指示で対策などを早急に打ち出すと報じられています。篠山市や西脇市では備蓄が具体化しています。加東市ではどうですか。

「丹波市防災対策室は、『最重要課題と位置づけ、具体的な検討に入るよう市長の指示を受けた。安定ヨウ素剤の保管、管理の方法を含め、早急に方針を打ち出したい』と話している」(4月27日丹波新聞)。

(回答) 安定ヨウ素剤であるヨウ化カリウムは、特に服用の必要な乳幼児に対してミルク等に混入することが想定されるため、粉末状のものも用意する必要がありますが、粉末のヨウ化カリウムは、劇薬指定されていることから、国等から専門的な服用、保管、管理についての運用指針等が示されるまで購入を見送っています。

(4) 加東市が汚染された場合には、加東市民の避難と若年層の健康の保障について、市民の避難等検討されていますか。

(回答) 特に若年層の避難については、市内の学校単位で、災害時の応援協定に基づくバスの確保により、中国自動車道から岡山県方面への避難を想定していますが、登校時間以外の対応や未就学児の対応など避難行動を策定すること自体が大きな課題であり、兵庫県が示す指針等によって検討いたします。

3. 要支援者の受け入れについて

加東市長は、山崎断層地震等に備え、施政方針に「防災・減災力の強化」を掲げておられます。「災害時に自力避難が困難な人を中心とした災害時要援護者支援体制の構築」も進められているところと推察します。

(1) 原発事故時に避難されてくる要支援者の人数などは把握されていますか。

(回答) 兵庫県の要請により、受入対象の団体及び小学校区、人数が示された段階であり、避難対象者の中の要支援者数については把握していません。

(2) 要支援者への配慮や福祉避難所等での受け入れについて具体化できていますか。

(回答) 医療機器が必要となる要支援者は、市民病院等医療施設へ、介護及び障害者の要支援

者は、協定締結している民間の福祉施設への入所を検討していますが、対象人数が多い場合は、市内での受入ができないことも想定されます。

4. 避難中継所（30 km圏外）等について

(1) 避難中継所（30 km圏外）はどこですか。

(回答) 関西広域連合から示された「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」では、避難中継所から避難先市町村間のバスについては、避難元府県ないしは避難先府県が確保することとなっており、具体の避難中継所の場所は示されていません。

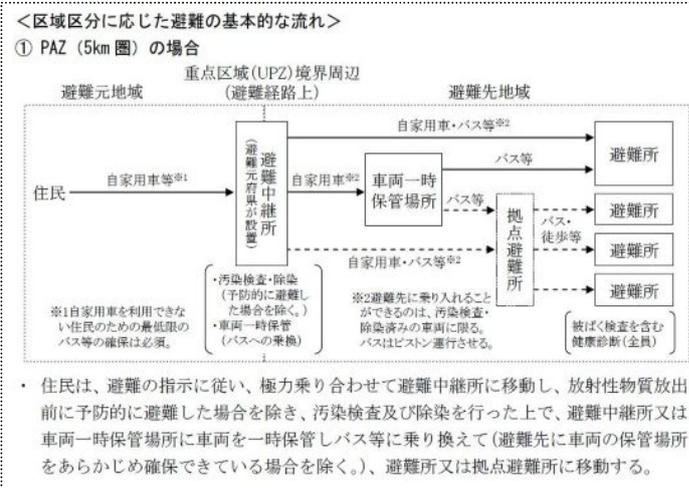
(2) 避難中継所から避難所までの移動手段はバスとなっていますが、バス会社との連携は進んでいますか。(三方小学校区 778 人→やしる国際学習塾、三宅小学校区 1,116 名→滝野総合公園体育館。主な避難経路は決まっていますか)

(回答) 前項のとおり、バスの手配については避難元府県ないしは避難先府県が確保することとなっており、バス会社との調整はしていません。避難経路は、舞鶴若狭自動車道を經由して中国自動車道社・滝野インターチェンジから加東市内の避難施設に向かうことを想定していますが、スクリーニングする避難中継所の場所が示されていないので、確定していません。

(3) 「車両一時保管場所」は決まっていますか。

(回答) 市内3か所の車両一時保管場所を決定しています。

5. 汚染検査（スクリーニング）と除染の省略等について



関西広域連合 3月27日ガイ

規制庁の指導によって関西広域連合は、汚染検査（スクリーニング）や除染の「効率化」と称して下記のような方策を示しています。(『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』関西広域連合 2014年3月27日 21頁)。

- 放射能放出前に避難した場合は、汚染検査を省略することができる。
- 車両の汚染が基準値※1以下の場合は、人の汚染検査は省略。除染は車両も人もなし。

- 車両の汚染が基準値以上の場合は、(バスや乗用車の)乗員の内で「同様の避難行動をとった集団ごとに代表者」のみに汚染検査を行う。
代表者の汚染が基準値以下の場合は、集団全員を同様と見なす。除染は車両のみ。

(1) このような汚染検査や除染の省略等では、避難する個々人の早期被ばくの確認もできず

※1 基準値はO I L 4に基づき表面汚染密度 120 Bq/cm² (40,000cpm)。
福島原発事故翌日は 40Bq/cm² (13,000cpm : 小児の甲状腺等価線量 100mSv に相当)

安全を守ることはできません。また汚染の拡大防止もできません。これらを考慮すれば、汚染検査・除染の省略等は認められないのではないですか。

(回答) ガイドラインに示されている運用基準では十分ではない印象が否めず、避難車両等の受入に伴い汚染が拡大することを懸念しています。

6. 汚染検査の基準 120 Bq/cm² (40,000cpm) について

- この値は小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の6倍です。
- また、法令^{*2}で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」4 Bq/cm²以下の30倍です。

(1) このような基準では、避難する子どもや住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保、及び避難先である加東市への汚染拡大を防止することができないのではないですか。

このままでは、避難計画は被ばく計画となってしまうのではないですか。

(回答) ガイドライン基準は十分ではないと考えます。

7. スクリーニング機材等について

5月20日の福島みずほ議員へのレクで、規制庁は、4月16日の道府県会議を踏まえて、各避難所でスクリーニングを実施する必要性について検討していると述べました。

(1) 加東市として、スクリーニング機材(サーベイメーター等)、放射能防護機材(ポケット線量計、防護マスク、防護服等)、除染機材(高圧洗浄機等)の準備を考えていますか。

(回答) 避難の受入については、協力を惜しみませんが、スクリーニング資材等の購入や保管、運用等までは想定していません。専門的な知識や技術が必要なため、費用負担を含め、関係機関と調整が必要であると考えています。

(2) 4月16日の規制庁の文書は入手されていますか。まだの場合は、県に求めてください。

(回答) 規制庁の文書は入手していません。

8. 安全な水の確保・配布方法等について

加東市の水道も、兵庫県が行った新シミュレーションによれば、その水源域(鴨川、東条川等)が広く汚染される可能性があります。

『加東市水道ビジョン』http://www.city.kato.lg.jp/admin/pdf/water_service_vision.pdf

(1) そのような場合の安全な水の確保・配布方法等は決まっていますか。

(回答) 短期的には、備蓄飲料水や、上水道タンク内の貯水で対応しますが、水源の汚染に対しての対応は決まっています。

9. 兵庫県のシミュレーション等について

兵庫県は、4月24日に新たなシミュレーションを公表しました。プルーム到達時間の予測や避難時間推計は、避難計画の基礎的データ、公開される必要があります。

(1) 兵庫県の新たなシミュレーションについて、昨年との違いなどの説明はありましたか。

(回答) 昨年は、地図上にメッシュ単位に被ばく線量予測が示されましたが、本年度は、自治体単位での被ばく線量予測数値が示されました。

^{*2} 電離放射線障害防止規則 3条・31条・32条など
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000041.html>

(2) 新シミュレーションでは、加東市にブルームが到達する最短時間は何時間になるのか、兵庫県に確認されていますか。

(回答) 兵庫県に確認しましたが、正確な回答を得ていません。

(3) 若狭町から加東市まで避難に要する避難時間推計を把握されていますか。

(回答) 通常であれば高速道路を利用して3時間弱ですが、原子力災害による交通の混乱や汚染検査に要する時間等が見込めないため、現時点での推計はできません。

10. 複合災害について

(1) 避難計画では、原発事故と地震・津波などの「複合災害」は考慮されていません。考慮すべきではないですか。

(回答) 福島での原子力災害の例からも、複合災害を考慮するべきと考えます。

【要望事項】

1. 関西広域連合や規制庁が進める汚染検査・除染の省略では、住民の安全を守ることはできず、避難先への汚染拡大を防止することもできません。そのため、汚染検査・除染の省略等に反対を表明してください。
2. 加東市が被ばく・被災する場合は、避難受け入れはできないと表明してください。
3. 住民の命と安全を守る避難計画ができない状況では、高浜原発、大飯原発の再稼働は認められないと表明してください。
4. 福井地裁は、大飯原発3・4号の運転差し止め判決を出し、住民が勝訴しました。判決では、関西電力の地震想定や事故対策では大事故を防ぐことはできないことが明確に示されています。判決内容を読まれ、司法の判断を尊重し、大飯・高浜原発の再稼働に反対してください。

(要望に対する回答)

チェリノブイリ原発や福島原発で起きたような原子力事故が発生すると、広範囲に甚大な放射能災害をもたらす、長期間にわたって放射能の脅威にさらされます。

また、現在の放射能災害発生シミュレーションは十分でなく、対策を講じることも容易ではありません。

市民の安全・安心を確保するために、また、自然エネルギーを中心とした「持続可能で平和な社会」を実現するためにも、国や電力会社にエネルギー政策の転換を強く訴えていきます。

2014年5月27日

避難計画を案ずる関西市民有志／脱原発はりまアクションの会

連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3F TEL06-6367-6580 FAX06-6367-6581